

能勢町消防団再編に伴う検討結果報告及び要望事項

能勢町消防団

1. 能勢町消防団が直面する現状と課題

能勢町消防団は、人口減少、都市部へ就労、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化により、団員確保が年々困難になっています。かつて「一家に一名は消防団員」という通例がありましたが、現在はその慣習が薄れており、条例上の定員 500 名に対し、実際に活動可能な団員数は減少の一途を辿っています。

現在の組織体系では、団員の減少により既存団員の負担増はもとより、特に機動隊員への活動負担が著しく増大しております。機動隊員は年間 10 回以上出動し、各方面の全案件に対応する一方、班員は主に管轄案件への対応に留まるため、出動回数に大きな不均衡が生じています。

火災出動に関しては、豊中市北消防署能勢町分署との連携により、機動隊員を除く団員の負担が軽減されました。しかし、常備消防の業務外である自然災害、行方不明者捜索など、多数の人員を要する任務は引き続き消防団が担っており、これらの任務への対応が大きな負担となっています。能勢町が設置を推進している自主防災組織は現在整備途上にあり、消防団員のような法的身分保障がないため、消防団の活動を十分に補完するには至っていません。

このような現状から、消防団が現状に即した効率的な再編の手法を検討する必要があると認識しています。

2. 再編の目的と基本的な考え方

能勢町消防団は、以下の目的と基本的な考え方に基づき、組織の再編を進めています。

- ・ 団員に過度な負担を強いることのない、現状に即した適切な組織への再編。
- ・ 激甚化する自然災害や大規模出動事案にも適切に対応できるより強固な組織の構築。

能勢町は、消防団からの再編に関する提案や意見を尊重し、その実現に努めると表明されており、資機材の整備や適正な費用負担についても協議・調整を図ることになっております。

3. 再編の具体的な方向性（令和 8 年 4 月 1 日目標）

再編は主に以下の方向性（3-1～4）で進行します。

3-1 活動単位の広域化と班の現状維持

- ・ 基本的な消防防災活動は分団単位で行います。これにより、班単位での人員確保の困難を解消し、団員の負担軽減を図ります。
- ・ 班は現状維持とし、人員確保を目的として残しますが、原則として班での消防活動は行いません。

3-2 機能別消防団員の設置

大規模災害事案への対応力強化のため、新たに機能別消防団員を設置します。

- ・ 主な役割：主に大規模な火災や自然災害、行方不明者捜索等、通常団員だけでは対応が困難な大規模な活動事案時に出勤が要請されます。消防団行事や小・中規模火災時には原則出勤せず、出勤に備え実動訓練に参加する場合があります。
- ・ 任用条件：能勢町区域に居住する年齢 18 歳以上の者（活動に支障がなければ区域外の者も含む）とします。
- ・ 階 級：団員（固定）とし、上位階級への異動はありません。
- ・ 報 酬：【災害・訓練出勤は通常団員と同額】
 - ◎災害出勤は 1 日（4 時間以上）8,000 円、1 日（4 時間未満）4,000 円を支給。
 - ◎訓練出勤は 1 日 3,500 円を支給。
 - ◎年額報酬は支給予定ですが、退職報償金は支給されません。
- ・ 補 償：通常団員と同様を原則とします。
- ・ 被 服：活動服、アポロキャップ等を町に支給要望予定です。
- ・ 表 彰：在団年数等による表彰はありません。

3-3 団員数目標

通常団員と機能別消防団員を合わせた総員数は、400 名から 450 名を上限とします。能勢町の補完施策の進捗状況に応じて適宜見直しを行います。令和 8 年 4 月 1 日現在の再編案では、東西方面の通常団員合計 280 名（西方面 150 名、東方面 130 名）、機能別消防団員合計 110 名（西方面 50 名東方面 60 名）であり、幹部・本部職員を含めた総計は 420 名程度となる見込みです。

3-4 訓練・操法大会

従来の操法大会に向けた長期間の訓練は、時代背景や就業形態の変化から過度な負担となるため見直されます。豊能地区支部の見解では、支部大会への出場は府大会出場時とする方針が示されました。能勢町消防団は豊能町消防団と連携し、分団単位の出勤が一巡するまで現方針通り出勤するものの、今後も負担軽減や出場のあり方について支部内で協議を進めていきます。

4. 指揮系統と活動体制

能勢町消防団の総指揮者は団長であり、不在時は副団長、分団長、分団司令、副分団長の順となります。

4-1 火災発生時

- ・ 能勢町消防団は、豊中市北消防署能勢町分署（分署）の指揮に基づき活動します。
- ・ 出勤順序：第 1 出勤は当該分団、第 2 出勤は当該方面隊消防団員、第 3 出勤は当該分団機能別消防団員とします。
- ・ 現場活動：現場到着順に火点直近水利から部署し、分署の指揮のもと、水利、中継、筒先配備、飛火警戒、残火処理・警戒など連携した活動に加え、必要に応

じて避難誘導や規制線の確保に努めます。活動時は活動服、ヘルメット、手袋、外套等を装備し、安全を確認した上で活動します。

4-2 自然災害発生時（風水害・地震）

能勢町消防団は、能勢町災害対策本部と連携し活動します。

- ・ 出 動：団長の下命により出動し、団長不在時は副団長の下命となります。
- ・ 事前対応：団長の出動命令があれば、その指示により避難の呼びかけや土のう積み等を行います。避難の呼びかけは町から避難情報（避難指示等）が発令された場合とし、大型台風接近が予想される場合には事前に土のう等を確保します。
- ・ 発災後（巡回・被害報告）：団長の出動命令があれば、分団ごとに管内を巡回し、被害状況を報告します。災害発生または発生のおそれがあるときは、団長または事務局に報告し、その指示を仰ぎます。震度4以上の地震が発生し、かつ団長より出動命令があった場合にも同様に巡回し、被害状況を報告します。

4-3 行方不明者搜索時

能勢町消防団は、関係団体と連携し活動します。

- ・ 出動：団長（不在時は副団長）の下命により出動します。
- ・ 現場活動：分団単位を基本とし、必要に応じて増隊します。警察及び豊中市消防局等と連携するとともに、必ず複数で対応します。

4-4 共通の活動原則

- ・ 自らの安全確保：出動に際しては、自らの安全、家族の安全を確保してから出動することを徹底します。
- ・ 危険な対応の回避：命に危険を及ぼす可能性がある対応は絶対にしません。被害状況等により出動が危険と判断した場合は出動せず、団長または事務局にその旨を報告します。
- ・ 状況報告：現場状況を把握する幹部等は、常に消防団総指揮者へ状況を報告します。必要に応じて能勢町消防団事務局や能勢町災害対策本部にも状況報告を行います。

5. 再編の進捗状況

能勢町消防団は、令和5年6月9日から令和7年7月17日にかけて、再編検討委員会を複数回開催（大委員会13回・小委員会3回）し、再編に係る諮問、進め方、町への質疑、再編素案、機能別消防団の設置、分団単位の活動、指揮系統などについて協議を進めてきました。

令和5年9月27日付で能勢町へ再編に係る質疑書を提出し、町長からの回答を得ています。また、令和6年9月3日には能勢町へ車両更新要望書を提出しました。

令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、町長懇談会（2024 年 11 月 12 日）、町議会議員懇談会（2024 年 12 月 16 日）、水交会会長・副会長への説明（2024 年 12 月 27 日）、消防出初式 2 部での全団員への説明（2025 年 1 月 12 日）、町区長会への説明（2025 年 6 月 6 日）などにより、関係各団体への消防団再編の方向性・主旨を説明してまいりました。消防団再編の移行年度は令和 8 年度としています。

6. 能勢町への要望事項

能勢町消防団は、再編に伴い能勢町に対し、以下の事項を要望いたします。

① 消防車両・格納庫の整備

消防車両（ポンプ車）および消防車格納庫の整備、団員の待機場所及び駐車場所の確保に努める。

② 装備品の更新・支給

活動服を新基準にすること、長靴（あみあげ靴）や皮手袋を支給する。

③ 資機材の導入

40mm ホースの導入やガンタイプノズルを整備する。

④ 消火栓ボックスの対応

地域が管理している消火栓ボックス（ホース等）について、町として対応を検討する。

⑤ 団員確保

地域住民等の入団を促すため、町として団員確保に努める。

⑥ 活動支援アプリの導入

団員が効率的に活動できるよう、消防団活動支援アプリ等を導入する。

結びに能勢町消防団は、少子高齢化や過疎化が進む中でも、住民の生命・財産を守るための役割を果たすべく、今後も職責を全うし、まちづくりの根幹を支えていくことを目指しています。本再編計画へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

消防団再編検討等経過

年度	日 程	再編検討委員会	備 考
5	6/9	[大委員会（第1回）] 消防団再編に係る再編検討委員会への諮問	
	7/7	[大委員会（第2回）] 今後の進め方について コーディネーターの選出について	
	8/25	[大委員会（第3回）] コーディネーター決定 能勢町への質疑書の提出について	
	10/13	[大委員会（第4回）] 再編に係る町からの質疑書の回答について	
	11/17	[大委員会（第5回）] 消防団再編（素案）について	
	12/1	[小委員会（第1回）] 再編に伴う意見徴収について	
6	6/26	[大委員会（第1回）] 消防団員に加えて機能別消防団員の設置 ※決定	
	8/7	[大委員会（第2回）] 分団単位で活動する（班組織は残す） ※決定	
	9/3		車両更新要望書を町に提出
	9/27	[大委員会（第3回）]分団単位の構成人員協議 ※案を基に方面隊又は小委員会で詳細を協議する。	
	10/18		幹部会：検討状況報告・承認 11/18小委員会開催決定
	11/12		町長懇談会：再編の方向性説明
	11/18	[小委員会（第1回）] 分団毎の構成人員協議	
	11/29～12/9		区長会（11/29西能勢、12/2東郷、12/4田尻、12/9歌垣）：再編の概要説明
	12/6	[小委員会（第2回）] 分団毎の構成人員協議	
	12/16		町議会議員懇談会：再編の方向性説明
	12/27		水交會会長・副会長懇談会：再編の方向性説明
	1/12		消防出初式第2部にて団員（292名）に再編の方向性説明
	2/5	[大委員会（第4回）] 再編に伴う各分団の協議状況について KJ法による課題抽出	
	3/7	[大委員会（第5回）] 再編に伴う各分団予定団員数の集約 KJ法に係る課題抽出整理	
7	5/15	[大委員会（第1回）] 再編後の組織体制について 機能別消防団について	
	5/30		幹部会：検討状況報告・承認
	6/6		町区長会にて消防団再編の方向性説明
	6/12	[大委員会（第2回）] 再編後の組織体制について ※決定 機能別消防団について ※決定	
	7/11		幹部会：検討状況報告・承認
	7/17	[大委員会（第3回）] 消防団再編後の指揮系統と活動体制について ※決定 能勢町への要望事項について ※決定	

今後の消防団の組織体制

消防団（令和7年4月1日現在）

方面	分団	班	団員数	内機動隊
東方面	第1分団（歌垣）	西嘉	8	(2)
		上村	12	(3)
		長尾	10	(2)
		和田	10	(1)
		吉野	14	(2)
		山内	12	(2)
		杉原	7	(1)
		計	73	(13)
	第2分団（田尻）	田尻上	13	(1)
		田尻中	11	(1)
		田尻下	13	(1)
		計	37	(3)
	第3分団（東郷）	地黄（北）	10	(1)
		地黄（南）	8	(2)
		野間中	12	(3)
		野間稲地	11	(2)
		野間出野	10	(2)
		野間大原	10	(1)
		野間西山	10	(1)
		計	71	(12)
	第2機動隊（第1・2分団で構成）			(14)
	第4機動隊（第2・3分団で構成）			(14)
	合計		181	(28)



消防団再編（令和8年4月1日現在）

方面	分団	班	団員数	機能別消防団
東方面	第1分団（歌垣）	西嘉	5	3
		上村	12	1
		長尾	5	5
		和田	9	1
		吉野	6	8
		山内	12	1
		杉原	3	4
		計	52	23
	第2分団（田尻）	田尻上	10	3
		田尻中	10	1
		田尻下	10	3
		計	30	7
	第3分団（東郷）	地黄（北）	10	1
		地黄（南）	8	1
		野間中	5	7
		野間稲地	5	6
		野間出野	5	5
		野間大原	5	5
		野間西山	4	6
		計	42	31
	合計		124	61

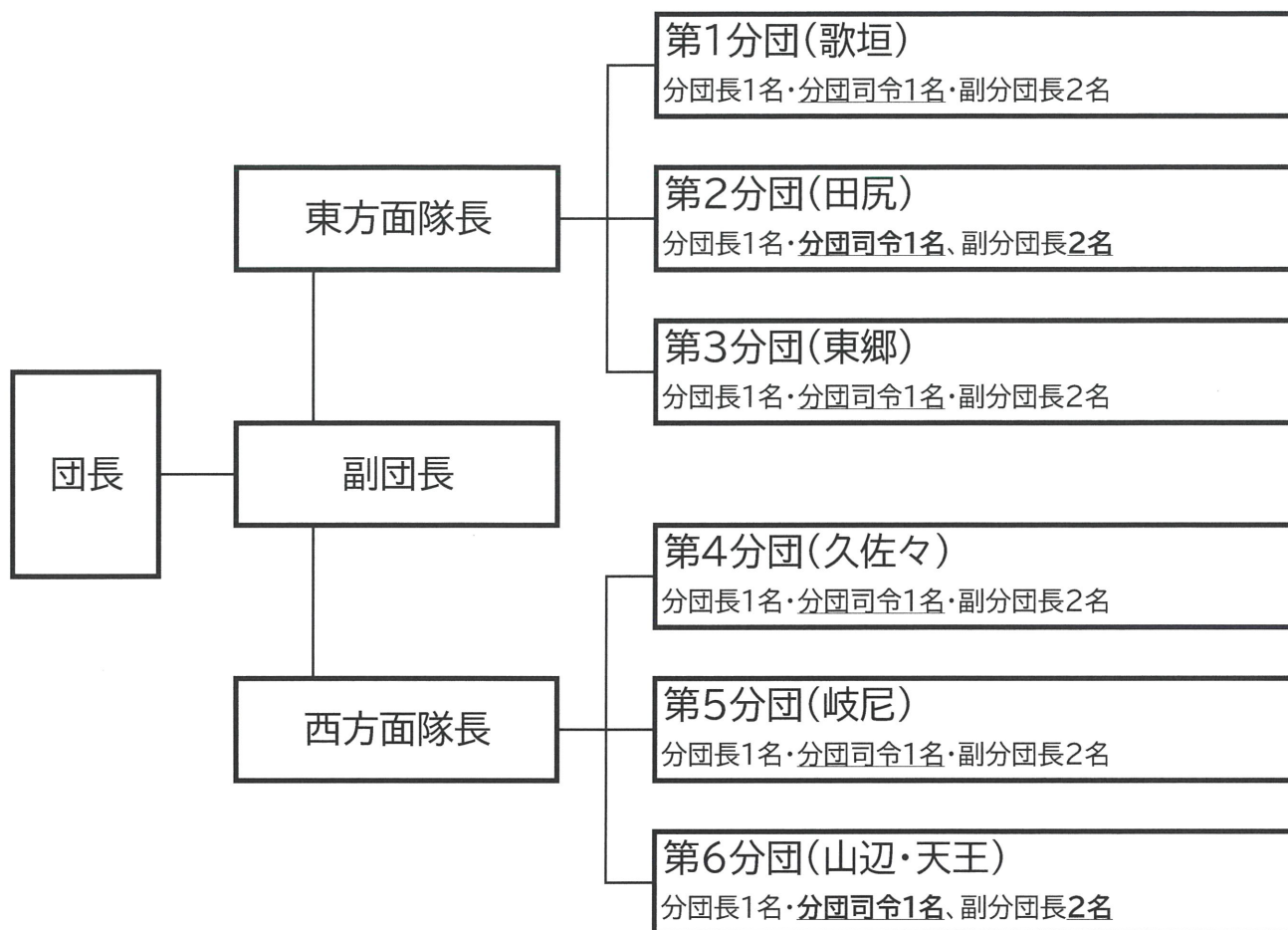


方面	分団	班	団員数	内機動隊	
西方面	第4分団（久佐々）	上宿野	13	(3)	
		下宿野	19	(4)	
		大里	12	(3)	
		片山	12	(3)	
		平通	8	(0)	
		下田	8	(0)	
		松風台	12	(1)	
		計	84	(14)	
	第5分団（岐尼）	上杉	9	(0)	
		稲地平野	11	(2)	
		森上	13	(3)	
		神山垂水	11	(2)	
		長谷	14	(2)	
		山田	9	(3)	
		今西	8	(2)	
		計	75	(14)	
	（山辺・天王） 第6分団	上山辺	12	(0)	
		東山辺	13	(0)	
		天王	8	(0)	
		計	33	(0)	
	第1機動隊（第4分団で構成）			(14)	
	第3機動隊（第5分団で構成）			(14)	
	合計			192	(28)
			ポンプ車4台	可搬積載34台	
東西団員 計			373		
幹部・本部職員含む			407		

方面	分団	班	団員数	機能別消防団
西方面	第4分団（久佐々）	上宿野	13	1
		下宿野	10	9
		大里	9	3
		片山	9	3
		平通	7	1
		下田	5	3
		松風台	7	5
		計	60	25
	第5分団（岐尼）	上杉	6	3
		稲地平野	7	4
		森上	13	1
		神山垂水	8	3
		長谷	10	4
		山田	5	4
		今西	4	4
		計	53	23
	（山辺・天王） 第6分団	上山辺	12	1
		東山辺	13	1
		天王	8	1
		計	33	3
	合計		146	51
		団員	機能別	
東西団員 計		270	112	
幹部・本部職員含む		420		

※通常団員・機能別消防団員合わせて450名を上限人数とする。
 ※3年ごとに、または必要に応じて、検証・見直しを行う。

【組織体制】



【火災等出動車両】

現在の出動体制（第1出動）

出 動：当該方面機動隊+当該班

出動車両：ポンプ車2台+可搬ポンプ積載車両 1 台



再編後の出動体制（第1出動）

出 動：当該分団

出動車両：ポンプ車 1 台+可搬ポンプ積載車両

能勢町消防団 機能別消防団員

1 主な任用条件

本町の区域に居住する年齢満 18 歳以上の者（区域外に住所を有する者にあっても消防団活動上支障がないと認められる者を含む。）

2 階 級

団員（固定）※上位階級への異動なし。

3 配属分団

所属していた分団又は団長が指定した分団

4 任務内容

① 大規模災害時の消防活動

② 火災・風水害時等の消防活動

※総合規律訓練や出初式などの式典等の出動はない。

ただし、出動に備えて、実動訓練に参加していただく場合がある。

5 報酬関係

① 出動報酬（団員と同額を支給）

災害出動：出動 1 日（4 時間以上）8,000 円

出動 1 日（4 時間未満）4,000 円

訓練出動：出動 1 日 3,500 円

② 年額報酬：支給予定

③ 退職報償：支給なし

6 貸与被服

活動服、アポロキャップ等を町に支給要望予定

7 補償関係

団員と同様を原則とする。

8 表彰関係

在団年数等による、表彰なし。

能勢町消防団の火災発生時の指揮系統と活動体制

1 指揮系統

- ・能勢町消防団は、豊中市北消防署能勢町分署（以下「分署」という。）の指揮に基づき活動する。

2 指揮本部

- ・現場指揮本部は、分署指揮者所属車両横に設置する。

3 覚知方法

- ・北大阪消防指令センター（吹田市）06-6319-9119 から自動通報システム一斉指令名簿に登録された消防団幹部等に対し、一斉送信配信される。
- ・一斉配信以降は、災害情報案内ダイヤル 06-6879-1119 により音声ガイダンスを聞くことができる。

4 出動

- ・第1出動は、当該分団とする。
- ・第2出動（増隊）は、当該方面隊消防団員とする。
- ・第3出動（増隊）は、当該分団機能別消防団員とする。
- ・増隊については、分署と消防団指揮者の協議の上、増隊順を変更又は増隊範囲を変更する場合がある。

5 現場活動

- ・消防戦術の基本として、分署、消防団に係わらず現場到着順に火点直近水利から順に部署する。
- ・分署の指揮のもと、水利、中継、筒先配備、飛火警戒、残火処理・警戒など連携した活動に加え、必要に応じ避難誘導や規制線の確保等に努める。
- ・災害現場では、活動服、ヘルメット、手袋、外套等を装備し、安全を確認した上で活動する。
- ・消防団幹部は、必要に応じ災害の規模や増隊の可能性等の情報収集に努める。

6 能勢町消防団の指揮系統

- ・消防団の総指揮者は団長とし、不在の場合は副団長、分団長、分団司令、副分団長の順とする。

7 状況報告

- ・現場状況を把握する幹部等は、常に消防団総指揮者へ状況を報告すること。また、必要に応じて能勢町消防団事務局 080-1509-3861 に状況を報告すること。

能勢町消防団の自然災害発生時の指揮系統と活動体制

1 指揮系統

能勢町消防団は、能勢町災害対策本部と連携し、活動する。

2 出 動

団長の下命により出動する。ただし、団長不在の場合は副団長の下命による。

3 現場活動

活動は、災害対応の原則を基本として活動する。

4 能勢町消防団の指揮系統

消防団の総指揮者は団長とし、不在の場合は副団長、分団長、分団司令、副分団長の順とする。

5 状況報告

現場状況を把握する幹部等は、常に消防団総指揮者へ状況を報告すること。また、必要に応じて能勢町消防団事務局 080-1509-3861 又は災害対策本部（072-734-0107）に状況を報告すること。

能勢町消防団の行方不明者搜索時の指揮系統と活動体制

1 指揮系統

能勢町消防団は、関係団体と連携し、活動する。

2 出 動

団長の下命により出動する。ただし、団長不在の場合は副団長の下命による。

3 現場活動

活動は、災害対応等の原則を基本として活動する。

4 能勢町消防団の指揮系統

消防団の総指揮者は団長とし、不在の場合は副団長、分団長、分団司令、副分団長の順とする。

5 状況報告

現場状況を把握する幹部等は、常に消防団総指揮者へ状況を報告すること。また、必要に応じて能勢町消防団事務局 080-1509-3861 又は災害対策本部（072-734-0107）に状況報告を行うこと。

消 防 団 災 害 対 応 の 原 則

	対応	留意点
火 災	発災後、指令センターからの連絡を受け、当該分団が出動する。増隊については豊中市消防局と協議の上、行うものとする。	豊中市消防局の指揮により対応するものとし、危険な対応はしない。
水 害	【発災前】 団長より出動命令があった場合は、その指示により避難等の呼び掛け又は土のう積み等を行うものとする。	避難等の呼びかけは町から避難情報（避難指示等）が発令された場合とする。気象情報等で大型台風の接近が予想される場合には事前に土のう等を確保しておくこと。
	【発災後】 団長より出動命令があった場合は、分団毎に分団管内を巡回し、被害状況を報告する。災害が発生又は発生の恐れがあるときは、団長又は事務局に報告し、その指示を仰ぐものとする。	出動命令があった場合においても被害状況等により出動が危険と判断した場合は出動しないこと。その場合は団長又は事務局にその旨を報告すること。 出動命令は大型台風等が直撃し、被害があった場合とする。 ※出動は台風等が過ぎ去った後に行うことを原則とする。
地 震	震度4以上の地震が発生、かつ、団長より出動命令があった場合は、分団毎に分団管内を巡回し、被害状況を報告する。災害が発生又は発生の恐れがあるときは、団長又は事務局に報告し、その指示を仰ぐものとする。	出動命令があった場合においても被害状況等により出動が危険と判断した場合は出動しないこと。その場合は団長又は事務局にその旨を報告すること。
捜 索	親族等の依頼により、団長の出動命令により、行方不明等の捜索を行う。分団単位を基本とし、必要に応じて増隊するものとする。	警察及び豊中市消防局等と連携するとともに、必ず複数にて対応すること。

【出動に際して】

- ①自らの安全、家族の安全を確保してから出動する。
- ②命に危険を及ぼす可能性がある対応は絶対にしない。
- ③出動は必ず複数で行うこと。
- ④状況に応じて、団長の下命による災害対応を行う。